

第 2 7 期 貸 借 対 照 表 (平成 2 6 年 3 月 3 1 日 現 在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流 動 資 産】	〔13,878,580〕	【流 動 負 債】	〔13,462,506〕
現金及び預金	13,714	買掛金	7,569,840
受取手形	6,747	リース債務	846,396
売掛金	10,940,917	未払金	2,967,606
商品	23,690	未払費用	1,000,795
仕掛品	301,744	未払法人税等	122,681
原材料	1,052	未払消費税等	359,295
貯蔵品	19,677	預り金	36,002
前払金	179,713	前受収益	436,624
前払費用	434,467	工事損失引当金	123,235
繰延税金資産	449,579	その他の流動負債	28
未収入金	181,988		
関係会社預け金	1,280,874		
仮払金	256		
その他の流動資産	44,157		
【固 定 資 産】	〔4,814,194〕	【固 定 負 債】	〔3,349,034〕
(有形固定資産)	(2,752,456)	リース債務	1,037,971
建物	612,412	退職給付引当金	1,447,112
構築物	1,340	役員退職慰労引当金	17,692
工具、器具及び備品	361,644	資産除去債務	608,596
リース資産	1,777,059	その他の固定負債	237,662
		負債の部合計	16,811,541
(無形固定資産)	(230,513)		
ソフトウェア	198,514	純 資 産 の 部	
ソフトウェア仮勘定	1,753	【株 主 資 本】	〔1,881,233〕
電話加入権	8,374	資本金	400,000
リース資産	21,871	(利益剰余金)	(1,481,233)
(投資その他の資産)	(1,831,223)	利益準備金	25,646
投資有価証券	10,000	その他利益剰余金	1,455,586
長期前払費用	69,086	繰越利益剰余金	1,455,586
保険積立金	404,585	(うち当期純利益)	(241,984)
保証金	681,964		
繰延税金資産	663,396		
その他投資等	2,190	純 資 産 の 部 合 計	1,881,233
資 産 の 部 合 計	18,692,774	負 債 ・ 純 資 産 の 部 合 計	18,692,774

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
時価のないもの 移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 個別法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産については定率法（ただし、建物は定額法）によっております。
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産については定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては、販売可能な有効期間（3年以内）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

- ①有形リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかわる工具・器具・備品以外のリース資産についてはリース期間を耐用年数として、残存価額を10%として計算した旧定率法による減価償却費相当額に9分の10を乗じる方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかわるリース資産のうち、工具・器具・備品についてはリース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。
- ②無形リース資産 無形固定資産については、リース期間を耐用年数とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、計上しております。
過去勤務債務については、発生時の従業員の平均残存勤務期間に基づく年数による定額法により、発生時より費用処理しております。
数理計算上の差異については、発生時の従業員の平均残存勤務期間に基づく年数による定額法により、翌期より費用処理しております。
- (2) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (3) 工事損失引当金 工事契約に係る将来の損失に備えるため、当期末時点で将来の損失が見込まれかつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、将来の損失額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

- 完成工事高及び完成工事原価の計上基準 請負工事に係る収益の計上基準については、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる総額1億円以上の工事については工事進行基準を適用し、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
なお、工事進行基準を適用する工事の進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。